

証券コード 7399
2022年6月10日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋人形町一丁目17番4号

株式会社ナシン

代表取締役 山本貴広
社 長

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記の通り開催いたします。

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットの方法によって、議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時00分
2. 場 所 東京都中央区日本橋人形町一丁目4番10号
人形町センタービル 2階会議室
3. 目 的 事 項
 - 報告事項 1. 第76期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 第76期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役4名（監査等委員である取締役を除く。）選任の件
第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.nansin.co.jp/>)において、修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

■ 事前に議決権を行使いただく場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

行使期限 2022年6月28日（火曜日）午後5時30分必着



インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2022年6月28日（火曜日）午後5時30分まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2022年6月29日（水曜日）午前10時00分

① ご注意事項

※郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

当社指定の議決権行使ウェブサイトにて以下のいずれかの方法でアクセスし、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使期限

2022年6月28日(火曜日)午後5時30分まで

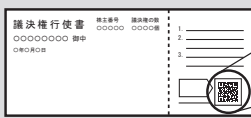
(議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行行使されるようお願いいたします。)

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- ① 議決権行使書用紙下のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社テンソーウェブの登録商標です。



ご注意

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご入力いただく必要があります。

- ② 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

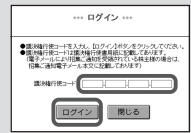
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- ① ウェブサイトへアクセス



- ② 議決権行使コードを入力し、ログイン



- ③ パスワードの入力



- ④ 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

- 株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用できない場合もあります。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金(電話料金等)は、株主様のご負担となります。

インターネットによる
議決権行使に関する
お問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート

☎ 0120-652-031 [受付時間 (午前9時～午後9時)]

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、株主の皆さまのご支援にお応えするため、下記の通りといたしたいと存じます。
なお、本期末配当は、当社の2022年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆さまに対してお支払いします。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金20円
総額135,320,680円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）」施行により、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）を開催することが可能となりました。当社といたしましては、感染症や自然災害を含む大規模災害や社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆さまの利益に資すると考えますので、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款第11条第2項を追加するものであります。

なお、本議案に基づく定款変更の効力発生は、本株主総会での決議に加え、当社が改正後の産業競争力強化法に基づき株主総会を場所の定めのない株主総会とすることに関する経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けたことを条件として生じるものとします。

- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次の通り当社定款を変更するものであります。
 - (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第11条 定時株主総会は、毎年1回事業年度末から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第11条 (現行通り)</p> <p>2 <u>当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(附則)</p> <p>1. <u>現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役4名（監査等委員である取締役を除く。）選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、任期満了となります。取締役4名（監査等委員である取締役を除く。）の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案については、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次の通りであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 数
1	やま もと たか ひろ 山本 貴 広 (1969年9月17日生)	1992年9月 当社入社 2003年4月 当社営業部次長 2005年4月 当社営業企画開発部長 2005年7月 当社執行役員営業企画開発部長 2011年6月 当社取締役営業本部第三営業部長 (国際事業統括) 2013年3月 当社取締役営業本部長 2017年6月 当社常務取締役営業本部長 2018年6月 当社専務取締役 2021年3月 南星物流器械(蘇州)有限公司董事(現任) 2021年6月 当社代表取締役社長(現任)	10,000株
取締役会への出席状況 開催15回中出席15回			
2	よこ ぼり たか ひろ 横 堀 剛 宏 (1967年1月20日生)	1989年4月 当社入社 2004年4月 当社生産本部技術部長 2005年7月 当社執行役員生産本部技術部長 2013年7月 当社執行役員生産本部生産副本部長兼技術部長 2017年6月 当社取締役生産本部長 2018年6月 当社常務取締役生産本部長(現任) 2019年8月 NANSIN(MALAYSIA) SDN. BHD. 取締役会長(現任)	4,500株
取締役会への出席状況 開催15回中出席15回			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 数
3	さい とう まさ たか 齋 藤 聖 崇 (1984年1月6日生)	2013年8月 当社入社 2019年10月 当社経営企画室長 2021年6月 当社取締役経営企画室長 2022年1月 当社取締役営業企画室長（現任）	52,000株
取締役会への出席状況 開催11回中出席10回			
4	おお その たかし 大 園 岳 (1974年6月27日生)	1997年12月 当社入社 2015年4月 当社営業本部本社営業部次長 2016年4月 当社営業本部本社営業部長 2017年6月 当社取締役本社営業部長 2018年6月 当社常務取締役営業本部長 2022年1月 当社取締役営業統括海外担当（現任）	1,000株
取締役会への出席状況 開催15回中出席15回			

- (注) 1. なお、取締役候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

取締役齋藤邦彦氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退職慰労金贈呈を相当とする理由は、取締役として当社の企業価値の向上に尽力したためであります。

退任取締役の略歴は次の通りであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴
さい とう くに ひこ 齋 藤 邦 彦	2009年6月 当社取締役 2018年4月 当社代表取締役社長 2021年6月 当社取締役（現任）

以 上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症再拡大の懸念に、ウクライナ侵攻等の地政学的リスクも加わる不透明な状況が続き、本格的な回復には未だ時間を要する見通しです。物流機械を取り扱う当社グループにとっても、需要の伸び悩む中でサプライチェーンの停滞が長期化し、更に原材料価格の高騰と円安が急激に進むなど、事業環境は厳しさを増しています。

こうした状況下、当社グループは、お客様と従業員の安全確保を最優先に、新型コロナウイルス感染症対策を継続しながら、できる限りの生産と営業活動を行いました。また、適正なマージン確保に向けた価格改定を打ち出すとともに、新しいニーズに対応する新製品の開発などを進め、持続的な成長軌道の回復に向けた基盤づくりにも取り組みました。

その結果、当連結会計年度の売上高は9,203,042千円（前年同期比5.2%増）、原材料価格の上昇と円安の進行が重なったことによるコストアップの影響は大きく、営業利益は134,041千円（前年同期比80.1%減）、経常利益は182,503千円（前年同期比76.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は178,500千円（前年同期比54.5%減）となりました。

当連結会計年度における事業の概況を、セグメント別に説明いたします。

○日本

売上高は、8,538,901千円（前年同期比4.4%増）、セグメント利益（営業利益）は、178,996千円（前年同期比51.9%減）となりました。

○マレーシア

売上高は、2,647,586千円（前年同期比15.9%増）、セグメント損失（営業損失）は、329,120千円（前年同期のセグメント利益は106,281千円）となりました。

○中国

売上高は、1,772,315千円（前年同期比11.9%減）、セグメント利益（営業利益）は、147,694千円（前年同期比45.0%減）となりました。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資額はリースを含めて85,970千円であり、その主なものはマレーシア子会社における機械装置等（41,388千円）及び車両運搬具（23,938千円）によるものであります。

3. 資金調達の状況

該当する事項はありません。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当する事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

該当する事項はありません。

8. 企業集団が対処すべき課題

世界的に景気回復への不透明感が拭えない中、産業構造の変化に伴い、物流に関するニーズも大きく変わっていくことが予想されます。

このような環境認識の下、当社グループは、持続的な成長軌道の確保に向け、以下の課題に取り組んでまいります。

① 経営基盤の再構築

・ 選択と集中

当社グループの強みを活かした製品に経営資源を集中配分し、安定した高い品質の維持とともに、顧客満足度の向上を図ります。

・ 収益力の改善

原材料価格上昇など外部環境の変化に適応するため、継続的に事業全体の効率改善によるコストダウンに努めるとともに、必要に応じ適正なマージン確保に向けた価格改定にも取り組みます。

② 成長への投資

・ 新製品の展開

開発体制を強化し、広く社会に求められる製品づくりに取り組みます。

・ 海外事業の強化

ASEANを中心に、当社グループ製品の強みを活かせる産業分野の顧客開拓に努めます。

・ 人財の育成

コミュニケーションの活性化と学びの機会提供に積極的に取り組み、次世代に向けた人財の充実を図ります。

9. 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

期別 区分	第73期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第74期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第75期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	第76期(当期) (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
売上高	9,458	9,066	8,751	9,203
経常利益	852	568	771	182
親会社株主に帰属する当期純利益	581	412	392	178
1株当たり当期純利益	75円87銭	59円71銭	58円00銭	26円38銭
総資産	14,427	13,800	16,013	15,805
純資産	10,834	10,463	10,981	11,106

(注) 1. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

10. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
NANSIN (MALAYSIA) SDN. BHD.	30百万 マレーシア リンギット	100.0 %	キャストの製造・販売
南星物流器械(蘇州)有限公司	2,100千ドル	100.0	キャスト、台車の製造・販売
NSG GLOBAL LTD.	2英ポンド	100.0	整理事業(不動産賃貸)

当社の連結子会社は上記に記載の3社であり、当連結会計年度の売上高は9,203百万円(前年同期比5.2%増)、経常利益は182百万円(前年同期比76.3%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は178百万円(前年同期比54.5%減)であります。

(2) その他

特記すべき事項はありません。

11. 主要な事業内容

当社グループは、キャスト、台車及びロールボックスパレット等の製造・販売を主要な事業としております。

12. 主要な事業所及び工場

当社本社（東京都中央区）

国内販売拠点：名古屋支店（名古屋市中区）

大阪支店（大阪市東成区）

九州支店（福岡市博多区）

国内生産拠点：千葉ニュータウン工場（千葉県印西市）

海外生産・販売拠点：NANSIN(MALAYSIA)SDN. BHD.（マレーシア・ペナン）

南星物流器械（蘇州）有限公司（中国・蘇州）

13. 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
男 性	225 ^名	(増 減) 0 ^名
女 性	198	(増) 9
合 計	423	(増) 9

(注) 上記従業員数には、嘱託（13名）及び準社員（123名）は含まれておりません。

14. 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,200 ^{百万円}
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	250
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	100
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	100

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 29,200,000株
2. 発行済株式の総数 6,766,034株(自己株式941,966株を除く。)
3. 株主数 916名
4. 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
齋 藤 邦 彦	902	13.33
光 通 信 株 式 会 社	506	7.48
田 中 園 枝	401	5.93
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	284	4.20
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	250	3.69
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	225	3.32
株 式 会 社 エ ス ア イ エ ル	163	2.41
有 限 会 社 フ ジ シ ゲ	159	2.34
株 式 会 社 UH Partners 2	150	2.21
齋 藤 彰 則	135	1.99

(注) 持株比率は、自己株式 (941,966 株) を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

III. 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山本 貴 広	南星物流器械(蘇州)有限公司董事
常務取締役	横堀 剛 宏	生産本部長 NANSIN (MALAYSIA) SDN. BHD. 取締役会長
取締役	齋藤 聖 崇	営業企画室長
取締役	齋藤 邦 彦	総務部長 NSG GLOBAL LTD. 取締役社長
取締役	大園 岳	営業統括海外担当
取締役(常勤監査等委員)	伊藤 國 光	
取締役(監査等委員)	谷 眞 人	弁護士
取締役(監査等委員)	千倉 成 示	(株)千倉書房代表取締役社長

(注) 1. 当事業年度中の異動

就任

齋藤聖崇氏は、2021年6月29日開催の第75回定時株主総会において新たに取締役に選任され就任いたしました。

退任

取締役高橋正利氏は、2021年6月29日開催の第75回定時株主総会終結のときをもって退任いたしました。

2. 谷真人及び千倉成示の両氏は、社外取締役であります。

3. 当社は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を選定しております。

4. 当社は、社外取締役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない時は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であると認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由があります。当該保険契約の被保険者は、当社取締役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

2. 当事業年度における取締役の報酬等の額

(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は以下の通りであります。

① 基本方針

当社の取締役の報酬等については、当社および当社グループの業績と株主価値の持続的な向上に資することを基本とし、優秀な人材を確保・維持することが可能な、職責に十分見合う報酬水準および報酬体系となるよう定める。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬である基本報酬ならびに業績を考慮した報酬としての役員賞与で構成する。

当社の監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬ならびに業績を考慮した報酬としての役員賞与で構成する。監査等委員である取締役の個人別の報酬の額は、監査等委員の協議により決定する。

② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬（固定報酬）の個人別報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、月額固定報酬とし、毎月均等に支給する。基本報酬は経営および業務執行を担う職責に対し、その対価として支給することとする。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役位別の報酬は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業績を考慮した報酬の内容および額の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業績を考慮した報酬は金銭報酬の役員賞与のみとし、短期的な業績向上へのインセンティブと位置づけ、取締役に対して、各事業年度ごとの業績、会社の財政状況等を総合的に勘案して支給することとし、原則として年1回一定の時期に支給する。

④ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額については、業績を考慮しつつ各取締役の担当業務の評価を行うことに最も適していることから、代表取締役社長山本貴広氏に一任する。代表取締役社長山本貴広氏は各取締役の基本報酬の額および各取締役の個別の管掌する事業領域の業績を踏まえた賞与の額を決定する。監査等委員である取締役は、決定の方法および内容を精査し、不合理な点がある場合、取締役会に報告するものとする。

区 分	支給人員	報酬等の額	摘 要
取締役（監査等委員を除く）	6名	204,800千円	株主総会決議（2021年6月29日）による報酬限度額（賞与相当額を含む）年額400,000千円以内。 当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名です。
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （2名）	26,325千円 （10,400千円）	株主総会決議（2021年6月29日）による報酬限度額（賞与相当額を含む）年額150,000千円以内。 当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

- (注) 1. 報酬等の額には、役員賞与引当金繰入額5,900千円（取締役（監査等委員を除く）4,550千円、取締役（監査等委員）1,350千円）が含まれております。
2. 当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額96,375千円（取締役（監査等委員を除く）93,600千円、取締役（監査等委員）2,775千円）を含んでおります。
3. 上記のほか、2021年6月29日開催の定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対して3,600千円を支給しております。

3. 社外役員に関する事項

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役 （監査等委員）	谷 眞 人	当事業年度に開催された取締役会15回のうち11回に出席し、また監査等委員会13回のうち9回にそれぞれ出席し、弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
取 締 役 （監査等委員）	千 倉 成 示	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席し、また監査等委員会13回のうち12回にそれぞれ出席し、企業経営者としての経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。

- (注) 社外取締役の主な活動状況には、社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務も含めて記載しております。

IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

東陽監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---|----------|
| (1) 当社の会計監査人としての報酬等の額 | 25,000千円 |
| (2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の
財産上の利益の合計額 | 25,000千円 |

- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人による当事業年度の監査計画の内容や、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り等の算出根拠等が適切であるかどうかについて、前年度の報酬実績等との比較検討を行うなど必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 子会社の監査に関する事項

当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

5. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合のほか、原則として会計監査人の独立性が保てなくなった場合（監査法人における指定社員の交代が適正な期間でなされない場合を含む）、その他監査業務の適正を確保するための体制を維持できなくなっていると判断する場合には、監査等委員全員の同意に基づき、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

V. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2017年6月29日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社移行を踏まえ、会社法及び会社法施行規則に基づき、「内部統制システムの基本方針」の改定を決議いたしました。

その内容は、以下の通りであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）の業務の適正を確保するための体制

①当社グループの取締役及び使用人は、経営理念・行動規範並びにコンプライアンス規程等に基づき、適正な職務執行に努めなければならない。

②当社の監査等委員会は、監査等委員会規程等に基づく独立した立場から、内部統制システムの構築や運用状況を含め、当社グループの取締役や使用人の職務執行の適正性について監査する。

③当社の内部監査室は、監査等委員会や国内外の会計監査人と連携しながら、当社グループの取締役や使用人の職務執行の適正性について監査する。

④当社は、法令違反その他コンプライアンスに係る問題を早期に発見し是正するため、対象範囲をグループ全体とする内部通報制度を設ける。社員等は、かかる問題を発見した時は、常勤監査等委員又は顧問弁護士等に通報しなければならない。会社は、通報内容を守秘し、通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

⑤当社は、反社会的勢力排除に向けた基本方針を定め、反社会的勢力との関係遮断や不当要求拒絶のための体制を整備する。

⑥当社は、金融商品取引法における財務報告の信頼性を確保するため、内部統制委員会の承認の下、内部統制システムが有効に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を講じる。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①取締役の職務の執行に係る情報は、法令や文書管理規程等に基づき、保存媒体に応じ適切かつ確実に記録・保存・管理を行う。取締役及び監査等委員は、適宜、これらの情報を閲覧・複写できる。

②情報の保存及び管理については、別途、情報セキュリティに係るガイドラインや個人情報取扱規程・インサイダー取引防止規程等を定め、情報管理の徹底を図る。

- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社は、企業活動に係る様々なリスクに対処するため、平時においては、内部監査室がリスクの指摘や軽減に取り組み、有事においては、社長を本部

長とする緊急対策本部が有事対応マニュアルに従い対応する。

②当社は、グループ各社の相互連携の下、当社グループ全体のリスク管理を行う。

- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社は、取締役会を当社グループの経営戦略や業務執行等に係る最高意思決定機関と位置付け、取締役会規程に基づき原則毎月開催するとともに、業務の執行状況を監督する。必要に応じて適宜、臨時取締役会や各種委員会等を開催する。

②当社グループは、年度予算と将来の経営環境を踏まえた中期経営計画を立案し、その達成に向けた具体案を実行する。当社は、当社グループ全体の目標を管理し、業務執行を監督する。グループ各社は、相互連携の下、それぞれの業務の効率性と有効性を追求する。

③当社グループは、組織規程・業務分掌規程・職務権限規程等を定め、責任の所在を明確にし、公正で効率的な執行手続を確保する。また、当社においては、執行役員制度を導入し、効率的な業務執行を図る。

- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

①当社は、関係会社管理規程を定め、子会社の承認事項や報告事項等を規定する。これに基づき、子会社は、業務執行状況の定期的報告や重要事項に係る事前協議・決議申請を行う。

②当社は、子会社担当取締役・常勤監査等委員及び内部監査室が中心となって、国内外の会計監査人と連携しながら、定期的に子会社の業務執行を監査する。また、子会社の取締役等は、当社で開催する各種会議に出席し、経営課題の報告を通して方針の徹底を図る。

- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①当社は、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査補助業務を行う使用人を置く。その人事等については、取締役と監査等委員会が協議して決定する。

②上記の使用人は、当該業務を優先し、取締役等上長からの指揮・命令系統から分離独立する。

- (7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制、上記報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

①当社グループの取締役及び使用人等は、業務の執行状況について適宜、ま

た、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は直ちに、監査等委員会に報告する。監査等委員会は、取締役又は使用人等に対して、必要に応じ説明を求めることができる。

②当社グループは、上記報告に関して、グループの取締役及び使用人等に対し当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、その旨を周知徹底する。

- (8) 監査等委員会の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員会の職務の執行について生じる費用に関して、速やかに支払処理を行う。

- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査等委員は、取締役会など重要な会議に出席するとともに、適宜、業務執行に関する文書等情報を閲覧・複写できる。また、監査等委員会は、必要に応じて、外部専門家（弁護士・公認会計士等）を活用し助言を受けることができる。

②監査等委員会は、代表取締役・内部監査室及び国内外の会計監査人と定期的に面談し、意思疎通と相互連携を図るため、意見交換を行う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループにおいて当連結会計年度に実施した、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

- (1) 内部統制システム全般

当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

- (2) コンプライアンス

・当社グループは、「法令順守（コンプライアンス）規程」を制定し、役員社員等がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じて指導しております。

・当社グループは、内部通報制度を設け、役員及び社員等が社内外においてコンプライアンス違反が行われ、又は行われようとしていることに気がついたときは、常勤監査等委員又は顧問弁護士等に通報（匿名も可）しなければならないと定めています。この場合、会社は、通報内容を守秘し、通報者に対して不利益な扱いを行わないこととしております。

- (3) リスク管理体制

・内部監査室は、各部門のリスクの洗い出しを行い、リスクの指摘、改善等

の軽減に取り組んでいます。内部監査室は、年間の監査計画に基づき当社各部門・各支店及び海外子会社について、内部監査を実施しました。実施した内部監査の結果について、社長を長とし取締役及び常勤監査等委員が出席する「内部統制委員会」に報告しております。

・当社は、緊急時におけるコンティンジェンシープランを作成している他、危機発生時には社長を本部長とする対策本部を設け、危機管理にあたることとしております。

・情報セキュリティについては、個人情報管理も含めて情報の適切な保存・管理に向けた各種社内規程を整備しています。またコンピュータ管理についても、不適切な情報管理及び機密情報流出の未然防止に向けた取り組みを行っております。

(4) 監査等委員会の監査体制

・常勤監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、生販会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人に説明を求めております。

・監査等委員会の職務を補助する専任の使用人は設置しておりませんが、国内支店や海外子会社の監査等の際に、補助すべき使用人を指名して補助の任にあたらせております。

・また、監査等委員会は、会計監査人並びに内部監査人と定期的に会合し、情報の交換を行うなど連携を図っております。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益の還元を経営上の重要な施策の一つと位置付けております。すなわち、財務体質及び経営基盤強化のため内部留保の充実に努めるとともに、業績の推移及び将来のための内部留保等を勘案しつつ、安定的に配当することを基本方針としております。

なお、内部留保資金の使途につきましては、既存事業の基盤拡充・強化、人材育成、戦略的投資等に充当する方針であります。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
〔流動資産〕	〔11,009,199〕	〔流動負債〕	〔3,346,341〕
現金及び預金	5,423,488	支払手形及び買掛金	1,175,248
受取手形	831,585	短期借入金	1,650,000
売掛金	1,973,113	リース債務	83,925
商品及び製品	1,325,810	未払法人税等	99,122
仕掛品	504,188	賞与引当金	92,973
原材料及び貯蔵品	863,939	役員賞与引当金	5,900
その他	91,714	事業整理損失引当金	24,737
貸倒引当金	△4,641	その他	214,434
〔固定資産〕	〔4,796,051〕	〔固定負債〕	〔1,352,781〕
(有形固定資産)	(3,865,452)	リース債務	248,801
建物及び構築物	1,347,429	繰延税金負債	350,693
機械装置及び運搬具	208,563	役員退職慰労引当金	284,638
土地	2,129,279	退職給付に係る負債	412,557
リース資産	65,048	資産除去債務	14,618
建設仮勘定	3,859	その他	41,472
その他	111,271	負債合計	4,699,122
(無形固定資産)	(330,185)	純資産の部	
借地権	45,930	〔株主資本〕	〔11,184,334〕
リース資産	256,061	資本金	1,696,500
ソフトウェア	2,741	資本剰余金	1,542,759
その他	25,451	利益剰余金	8,452,482
(投資その他の資産)	(600,413)	自己株式	△507,406
投資有価証券	312,275	〔その他の包括利益累計額〕	〔△78,206〕
投資不動産	58,895	その他有価証券評価差額金	76,993
繰延税金資産	26,069	為替換算調整勘定	△155,200
その他	219,401		
貸倒引当金	△16,229	純資産合計	11,106,127
資産合計	15,805,250	負債及び純資産合計	15,805,250

連結損益計算書

(自：2021年4月1日)
(至：2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		9,203,042
売上原価		6,997,676
売上総利益		2,205,365
販売費及び一般管理費		2,071,323
営業利益		134,041
営業外収益		
受取利息及び配当金	17,833	
受取賃貸料	39,206	
物品売却益	25,215	
雇用調整助成金	15,822	
その他	16,507	114,585
営業外費用		
支払利息	4,090	
為替差損	50,098	
賃貸収入原価	7,280	
売上割引	4,019	
その他	635	66,123
経常利益		182,503
特別利益		
固定資産売却益	158	
事業整理損失引当金戻入額	221,857	222,016
特別損失		
固定資産除売却損	79	79
税金等調整前当期純利益		404,439
法人税、住民税及び事業税	183,095	
法人税等調整額	42,844	225,939
当期純利益		178,500
親会社株主に帰属する当期純利益		178,500

連結株主資本等変動計算書

(自：2021年4月1日)
(至：2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,696,500	1,542,759	8,409,303	△507,406	11,141,155
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△135,320		△135,320
親会社株主に帰属する当期純利益			178,500		178,500
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	43,179	-	43,179
当 期 末 残 高	1,696,500	1,542,759	8,452,482	△507,406	11,184,334

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	101,988	△261,880	△159,892	10,981,262
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△135,320
親会社株主に帰属する当期純利益				178,500
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△24,995	106,680	81,685	81,685
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△24,995	106,680	81,685	124,865
当 期 末 残 高	76,993	△155,200	△78,206	11,106,127

【連結注記表】

(継続企業の前記に関する注記)

該当事項はありません。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項
連結子会社の数…………… 3社
NANSIN (MALAYSIA) SDN. BHD.
南星物流器械(蘇州)有限公司
NSG GLOBAL LTD.
2. 持分法の適用に関する事項
関連会社及び非連結子会社はありません。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社のうち、南星物流器械(蘇州)有限公司の決算日は、12月31日であります。その他の連結子会社は、連結会計年度と同一であります。
4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの… 時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)
 - 市場価格のない株式等… 主として移動平均法による原価法
 - ② デリバティブの評価基準及び評価方法… 時価法
 - ③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法……主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)……………定額法

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

建物及び構築物	15～50年
機械装置及び運搬具	3～15年

無形固定資産(リース資産を除く)……………定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間(経済的耐用年数を上限)を耐用年数として、残存価額をゼロとする定額法によっております。

投資不動産……………定額法

なお、主な耐用年数は、15～37年であります。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権については財務内容評価法によって計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に対応する金額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に充てるため、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑤ 事業整理損失引当金

連結子会社NSG GLOBAL LTD.の整理に伴う損失に備えるため、当社グループが負担することとなる損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内管理規定に基づき、為替相場変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

外貨建予定取引に係る為替予約については、予定取引の主要な取引条件の予測可能性及びその実行可能性を検討し、有効性評価を行っております。ただし、振当処理によっている外貨建債務に係る為替予約取引については、有効性の評価を省略しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんど全ての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」に含めて表示しております。

この結果、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

繰延税金資産	26,069千円
繰延税金負債	350,693千円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。その基礎となる将来の事業計画は新型コロナウイルスの感染拡大、原材料価格及び外国為替相場などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

担保に供している資産

建物	971,540千円
土地	1,859,860千円
投資不動産	58,895千円

上記に対応する債務

短期借入金	1,550,000千円
-------	-------------

2. 固定資産の減価償却累計額

有形固定資産	5,001,649千円
投資不動産	82,043千円

(連結損益計算書に関する注記)

事業整理損失引当金戻入額

英国子会社であるNSG GLOBAL LTD. で2020年12月に期限を迎えた賃貸契約に関する原状回復費用が、従来から見積りから減額されたことにより、戻入額を計上しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 7,708,000株
2. 配当に関する事項
 - (1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項
2021年5月31日開催の取締役会において、決議しております。
配当金の総額 135,320千円
配当金の原資 利益剰余金
1株当たり配当額 20円
基準日 2021年3月31日
効力発生日 2021年6月30日
 - (2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
2022年6月29日開催の株主総会において、付議する予定であります。
配当金の総額 135,320千円
配当金の原資 利益剰余金
1株当たり配当額 20円
基準日 2022年3月31日
効力発生日 2022年6月30日
3. 当連結会計年度末の新株予約権
該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針
当社グループは、主にキャスター及び台車の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、運転資金を銀行借入により調達しております。
 - (2) 金融商品の内容及びそのリスク
営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び取引先企業等に関し業務提携などに関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。
営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金、社債、及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資等に必要資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後最長で6年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について各営業部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況などの悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、資金運用管理ルールに従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係等を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が適宜に資金計画を作成更新するとともに、手許流動性を連結売上高の2~3ヶ月分相当に維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち7.8%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注1)を参照ください)。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	215,375	215,375	—
(2) リース債務 (1年以内返済予定の リース債務を含む)	(332,727)	(331,109)	△1,617

(*1) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	96,900

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	215,375	—	—	215,375
資産計	215,375	—	—	215,375

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
リース債務	—	331,109	—	331,109
負債計	—	331,109	—	331,109

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を、同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、東京都に賃貸用の不動産(土地を含む)を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時 価
58,895	679,000

(注)1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注)2. 当連結会計年度末の時価は、不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 1,641円45銭
- 1株当たり当期純利益 26円38銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	日本	マレーシア	中国	
売上高				
カスタマー事業	5,564,523	96,381	278,846	5,939,752
その他事業	2,944,280	—	319,009	3,263,290
顧客との契約から生じる収益	8,508,803	96,381	597,856	9,203,042
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	8,508,803	96,381	597,856	9,203,042

(注)連結グループ会社間の内部取引控除後の金額を表示しております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報
契約負債の残高は以下の通りです。

(単位：千円)

	当連結会計年度
契約負債（期末残高）	1,028

契約負債は主に、商品及び製品の引渡し前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

(その他の注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社 ナンシン
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 辻村茂樹
業務執行社員

指定社員 公認会計士 白田賢太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナンシンの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナンシン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
〔流動資産〕	[8,762,892]	〔流動負債〕	[2,759,093]
現金及び預金	4,560,024	支払手形	268,890
受取手形	424,434	買掛金	394,904
電子記録債権	407,151	短期借入金	1,650,000
売掛金	1,746,826	リース債務	83,925
商品及び製品	991,098	未払金	77,035
仕掛品	218,962	未払法人税等	89,690
原材料及び貯蔵品	346,153	未払消費税	19,634
前払費用	22,647	未払費用	27,763
未収入金	14,774	前受金	1,028
その他	35,460	預り金	18,289
貸倒引当金	△4,641	賞与引当金	92,973
〔固定資産〕	[5,826,334]	役員賞与引当金	5,900
(有形固定資産)	(3,276,884)	関係会社整理損失引当金	24,942
建物	1,009,849	その他	4,114
構築物	20,117	〔固定負債〕	[1,158,428]
機械及び装置	6,993	リース債務	248,801
車両運搬具	15,661	繰延税金負債	156,340
工具、器具及び備品	27,555	資産除去債務	14,618
土地	2,129,279	長期預り保証金	20,460
リース資産	65,048	退職給付引当金	412,557
その他	2,380	役員退職慰労引当金	284,638
(無形固定資産)	(283,826)	その他	21,012
ソフトウェア	2,313	負債合計	3,917,522
リース資産	256,061	純資産の部	
その他	25,451	〔株主資本〕	[10,594,711]
(投資その他の資産)	(2,265,623)	(資本金)	(1,696,500)
投資有価証券	312,275	(資本剰余金)	(1,542,759)
関係会社株式	1,478,093	資本準備金	1,516,000
関係会社出資金	222,100	その他資本剰余金	26,759
破産更生債権等	16,229	(利益剰余金)	(7,862,859)
会員権	31,190	利益準備金	104,145
保険積立金	130,036	その他利益剰余金	7,758,713
投資不動産	58,895	別途積立金	269,000
その他	33,031	圧縮積立金	750,031
貸倒引当金	△16,229	繰越利益剰余金	6,739,682
		(自己株式)	(△507,406)
		〔評価・換算差額等〕	[76,993]
		(その他有価証券評価差額金)	(76,993)
資産合計	14,589,226	純資産合計	10,671,704
		負債及び純資産合計	14,589,226

損 益 計 算 書

(自：2021年4月1日)
(至：2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		8,538,901
売上原価		6,496,416
販売費及び一般管理費		2,042,484
営業利益		1,863,488
営業外収益		178,996
受取利息	50	
受取配当金	175,938	
受取賃貸料	39,206	
物品売却益	3,407	
雇用調整助成金	15,822	
その他	8,738	243,163
営業外費用		
支払利息	4,090	
売上割引	4,019	
賃貸収入原価	7,280	
為替差損	7,253	
その他	376	23,019
経常利益		399,140
特別利益		
事業整理損失引当金戻入額	232,839	232,839
特別損失		
固定資産除売却損	74	74
税引前当期純利益		631,905
法人税、住民税及び事業税	149,144	
法人税等調整額	22,632	171,776
当期純利益		460,129

株主資本等変動計算書

(自：2021年4月1日)
(至：2022年3月31日)

(単位：千円)

項 目	株主資本								
	資本金	資本剰余金				利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					別途積立金	圧縮積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	1,696,500	1,516,000	26,759	1,542,759	104,145	269,000	750,031	6,414,873	7,538,050
事業年度中の変動額									
剰余金の配当								△135,320	△135,320
当 期 純 利 益								460,129	460,129
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	324,808	324,808
当 期 末 残 高	1,696,500	1,516,000	26,759	1,542,759	104,145	269,000	750,031	6,739,682	7,862,859

(単位：千円)

項 目	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	△507,406	10,269,902	101,988	101,988	10,371,891
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△135,320			△135,320
当 期 純 利 益		460,129			460,129
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△24,995	△24,995	△24,995
事業年度中の変動額合計	-	324,808	△24,995	△24,995	299,813
当 期 末 残 高	△507,406	10,594,711	76,993	76,993	10,671,704

【個別注記表】

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係わる事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの… 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等… 主として移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法……………時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法……………総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）… 定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 15～45年

機械及び装置 7～12年

工具、器具及び備品 2～20年

無形固定資産（リース資産を除く）… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間（経済的耐用年数を上限）を耐用年数として、残存価額をゼロとする定額法によっております。

投資不動産……………定額法

なお、主な耐用年数は、15～37年であります。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等については財務内容評価法によって計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に対応する金額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合による期末要支給額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

関係会社整理損失引当金

子会社NSG GLOBAL LTD.の整理に伴う損失に備えるため、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建債務及び外貨建予定取引

③ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内管理規定に基づき、為替相場変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

外貨建予定取引に係る為替予約については、予定取引の主要な取引条件の予測可能性及びその実行可能性を検討し、有効性評価を行っております。ただし、振当処理によっている外貨建債務に係る為替予約取引については、有効性の評価を省略しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんど全ての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

繰延税金負債 156,340千円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。その基礎となる将来の事業計画は新型コロナウイルスの感染拡大、原材料価格及び外国為替相場などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	54,377千円
短期金銭債務	93,034千円

(2) 固定資産の減価償却累計額

有形固定資産	2,988,914千円
投資不動産	82,043千円

(3) 担保に供している資産

建物	971,540千円
土地	1,859,860千円
投資不動産	58,895千円
計	2,890,296千円

上記に対応する債務

短期借入金	1,550,000千円
-------	-------------

(4) 保証債務

該当事項はありません。

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売 上 高	30,097千円
仕 入 高	3,494,796千円
営業取引以外の取引高	167,858千円

(2) 事業整理損失引当金戻入額

英国子会社であるNSG GLOBAL LTD. で2020年12月に期限を迎えた賃貸契約に関する原状回復費用が、従来の見積りから減額されたことにより、戻入額を計上しております。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式(株)	941,966	—	—	941,966

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

貸 倒 引 当 金	6,390千円
退 職 給 付 引 当 金	126,324千円
賞 与 引 当 金	28,468千円
未 払 事 業 税	7,414千円
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	87,156千円
関 係 会 社 整 理 損 失 引 当 金	7,637千円
そ の 他	31,162千円
小 計	294,553千円
評 価 性 引 当 額	△31,063千円
合 計	263,490千円

(繰延税金負債)

圧 縮 積 立 金	△387,284千円
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△32,546千円
合 計	△419,830千円
繰 延 税 金 負 債 の 純 額	△156,340千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	NANSIN (MALAYSIA) SDN. BHD.	直接 100%	役員の兼任 商品の仕入	商品の仕入 (注1)	2,327,269	買掛金	28,058
子会社	南星物流器械(蘇州)有限公司	直接 100%	役員の兼任 商品の仕入	商品の仕入 (注1)	1,167,527	買掛金	64,975

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 仕入価格については、市場価格を勘案して取引条件を決定しております。

(2) 個人

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び その他近 親者	齋藤彰則	直接 2.0%	当社 特別顧問	顧問料の支払(注1)	7,200	—	—
				業務委託(注2)	15,545	未払金	1,900

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 顧問料については、顧問契約の内容に基づき、両者協議の上決定しております。

(注2) 業務委託費については、業務内容を勘案し、協議の上決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,577円25銭
1株当たり当期純利益	68円01銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に記載されている内容と同一のため、記載を省略しております。

独立監査人の監査報告書

2022年 5月17日

株式会社 ナンシン
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 辻 村 茂 樹
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 白 田 賢 太 郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナンシンの2021年4月1日から2022年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月20日

株式会社ナンシン 監査等委員会

常勤監査等委員 伊藤 國光 ㊟

監査等委員 千倉 成示 ㊟

監査等委員 谷 眞人 ㊟

(注) 監査等委員千倉成示及び谷眞人は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋人形町一丁目4番10号
人形町センタービル 2階会議室
電話番号 03 (3666) 4828



交通のご案内

- 地下鉄 ●人形町 都営浅草線・日比谷線A6出口目の前
●水天宮前 半蔵門線(8番出口) 徒歩4分
- 都バス ●水天宮前 徒歩約5分
- 江戸バス(コミュニティバス) ●人形町駅 徒歩約2分